

米子市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断の結果を証する書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、耐震診断の結果を次に掲げる者が証する書類とする。

- (1) 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者として市長が別に定める者

(計画が基準に適合することを証する書類等)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを前条各号に掲げる者が証する書類とする。

- 2 省令第28条第2項に規定する構造計算書については、同項の規定にかかわらず、提出することを要しない。

(建築物が耐震関係規定に適合することを証する書類等)

第4条 省令第33条第1項及び第2項第2号の規則で定める書類の様式は、別記様式に定めるとおりとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を行っている場合は、直近の当該報告に係る報告書の写しをもって代えることができる。

- 2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第2条各号に掲げる者が証する書類とする。

3 省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書については、同号の規定にかかわらず、提出することを要しない。

(区分所有建築物が基準に適合しないことを証する書類等)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを第2条各号に掲げる者が証する書類とする。

2 省令第37条第1項第2号に規定する構造計算書については、同項の規定にかかわらず、提出することを要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。